

公 告

公益財団法人山形県建設技術センター経理規程第 40 条及び第 43 条により準用する地方自治法第 234 条第 1 項による、山形浄化センターNo. 2, 3 汚泥掻寄機修繕工事の条件付一般競争入札を次のとおり行う。

令和 7 年 6 月 2 5 日

公益財団法人山形県建設技術センター 理事長 竹 内 晃

1. 入札場所及び日時

- (1) 場 所 天童市大字大町字西原 1915
公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所 会議室
- (2) 日 時 令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分

2. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 山形浄化センターNo. 2, 3 汚泥掻寄機修繕工事
- (2) 工 事 場 所 天童市大字大町字西原 1915 山形浄化センター
- (3) 工 事 概 要 No. 2, 3 汚泥掻寄機修繕 一式
- (4) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による
- (5) 工 期 契約締結日から令和 8 年 1 月 3 0 日
- (6) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿の「機械器具設置工事」に登載されていること。
- (5) 本工事の入札において、他の事業協同組合の構成員になっていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団

員等」という。)であること。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 山形県内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号に該当する者を置く営業所に限る。)又は営業所(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者を専任で置く営業所に限る。)を有すること。

(8) 平成22年度以降において、国又は地方公共団体(公社及びこれに類するものを含む)が発注した上水道又は下水道処理施設における機械設備の設置工事、修繕工事又は保守点検業務を元請(共同企業体の構成員にあっては、その出資比率が20%以上であった者に限る。)として受注し完了した実績があることを証明できること。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務の担当

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務の担当

場所 天童市大字大町字西原 1915 公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所
担当 維持管理課

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所(※USB等持参電子媒体への配布)

天童市大字大町字西原 1915 公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する

(2) 契約保証金 建設工事請負契約約款第4条による保証(保証金額は、契約金額の10分の1(円未満の端数切上げ)以上に相当する額)を付すること。

6. 入札の無効

入札に参加する資格を有しない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7. その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を作成し令和7年6月25日から令和7年7月4日までに公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(3) 公益財団法人山形県建設技術センターの都合により、この入札及び契約の停止等があり得る。

(4) その他、詳細については入札説明書による。